

北野中浄水場夜間休日運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この度、北野中浄水場夜間休日運転管理業務委託について、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するので、参加を希望する者は、本実施要領に基づき参加申込書等を提出してください。

1 対象業務

- (1) 業務名：北野中浄水場夜間休日運転管理業務委託
- (2) 業務場所：赤穂市 北野中外 地内
- (3) 業務概要：北野中浄水場外の夜間休日運転管理業務
 - ア 浄水場等の運転操作及び監視
 - イ 水道施設における水質管理
 - ウ 夜間休日における浄水場等の設備点検、巡視及び水質検査
 - エ 緊急時（災害・停電・水質異常）の対応
 - オ 夜間休日における受付業務
 - カ 引継書の作成
- (4) 業務期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 見積限度額：年額74,820,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 支払方法：毎月払い

2 参加資格

参加者は、仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解の上、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務について、赤穂市の入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 赤穂市から指名停止を受けていないこと。また、受けた場合にあっては、指名停止期間が終了していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと、又はこれらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けていること。
- (5) 暴力団（赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（赤穂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（赤穂市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。
- (6) 日本国内において表流水又は伏流水を水源とする水道事業（水道用水供給事業を含む。）に係る浄水施設（凝集沈澱処理・急速ろ過処理を行う施設能力20,000m³/日以上）の施

設)の運転管理業務を平成25年4月1日以降に元請として完了した実績を有する者であること。(参加形態は単体企業であること)

3 参加申込書等の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間 令和8年9月28日(月)から令和8年10月23日(金)まで
- (2) 方 法 持参(平日:受付時間 午前9時から午後5時まで)
- (3) 提 出 先 赤穂市上下水道部水道課(赤穂下水管理センター)
住所:赤穂市中広1862番地
- (4) 書 類 ア 参加申込書(様式1)
 イ 会社概要書
 ウ 財務状況(直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
 エ 受注実績を証する書類
 (参加資格(6)については、運転管理業務の実績として、その業務名、発注者、履行期間及び施設概要等を記載(※任意様式)の上、業務委託契約書の写しを添付してください。)

4 現場説明会の開催

現場説明会に参加を希望する場合は、現場説明会申込書(様式2)を提出してください。

なお、最終受付は令和8年10月9日(金)午後5時必着とします。

各希望者の現場説明会日時は、別途通知します。

<現場説明会の開催日程>

- (1) 期 間 令和8年10月19日(月)から令和8年10月23日(金)までの指定する日
- (2) 時 間 午前9時から午後5時までの時間において指定する時間
- (3) 場 所 北野中浄水場(赤穂市北野中390番地)
- (4) 提 出 先 赤穂市上下水道部水道課(赤穂下水管理センター)
Email: josui@city.ako.lg.jp
- (5) 提出方法 電子メール(持参でも可)

5 業務提案書の作成及び提出方法

(1) 業務提案書の作成

ア 業務提案書作成様式は、A4縦置き横書きとします。ただし、各提案項目の記述の関連として、会社固有の共通に使用しているマニュアル、指針等がある場合には、資料として添付して差し支えありません。

イ 業務提案書を作成する際は、「6 業務提案書記述の要領(以下「記述の要領」という。)」に従い作成してください。

ウ 業務提案書の記述に当たっては、説明を要せずとも業務提案書を読んで理解できる内容としてください。

エ 記述の要領に記載する項目ごとに対象とする提案を行ってください。

(記載例) I-① 自社の経営理念(社訓、事業方針等)及び従事者への浸透方法について

当社の経営理念は、――――

オ 業務提案書に記載する内容は、全て業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意してください。

カ 記述の要領に記載する業務提案書記載項目は、必須として記入すべきものであり、これらの項目について記入がない場合は、評価できないため記入には十分留意してください。

キ 提出書類は、情報公開請求の公開対象となるため、不開示を希望する部分については、脚注等で該当箇所を明記してください。

(2) 業務提案書の作成に関する質問及び回答について

ア 受付期間 令和8年11月2日(月)～令和8年11月13日(金)
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

イ 提出書類 質問書(様式3)

ウ 提出先 赤穂市上下水道部水道課(赤穂下水管理センター)
Email: josui@city.ako.lg.jp

エ 提出方法 電子メール(持参でも可)

オ 回答方法 令和8年11月24日(火)までに参加申込者宛に電子メールで送付

(3) 業務提案書の提出方法

ア 提出期間 令和8年11月2日(月)～令和8年12月4日(金)
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 赤穂市上下水道部水道課(赤穂下水管理センター)

ウ 提出方法 郵送又は持参
※ 郵送の場合、期限必着とする。

エ 提出部数 7部(ただし、見積書及び見積内訳書は1部)

6 業務提案書記述の要領

提案者は、原則として以下に示す記述項目の順序、構成を遵守し業務提案書を作成してください。

(1) 経営方針について

ア 自社の経営理念(社訓、事業方針等)及び従事者への浸透方法について

イ 公営企業の業務受託者としての法令順守等の考え方について

(2) 業務、運転管理体制について

ア 人員配置計画について

予定従事者の職種、現地採用に対する考え方について

イ 指揮命令系統、管理・責任体制について

自社と現場との関わりについての考え方

ウ 急な欠員が発生した場合の人員補充体制について

(3) 運転管理業務について

ア 運転監視制御方法、巡視点検方法について

運転監視制御、巡視点検等実施方法に対する考え方や提案について

イ 出席者 4名以内

ウ 機器等 説明用機器については、提案者が用意してください。

(設置10分、片付け5分)

1.0 無効となる参加申込

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効の申込とします。

- (1) 業務提案書が、提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たしていない者又は満たすことができなくなった場合
- (4) 見積限度額を超える金額で見積書を提出した者
- (5) 本件に関して不正な行為又は公平さを欠く行為等があったと本市が認める場合

1.1 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取消すことがあります。なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

1.2 審査結果の公表

審査結果については、契約締結後に赤穂市ホームページで公表します。

1.3 その他の注意事項

- (1) 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加申請に係る全ての書類は、返却しません。なお、業務提案書による提案内容は、赤穂市上下水道部に帰属するものとします。
- (3) 本プロポーザルは、書面による申立により何時でも参加を辞退することができます。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合は、辞退とみなします。
- (5) 契約締結日までに請負賠償保険の加入が必要となります。
- (6) 当該業務委託は、令和9年度予算成立を実施条件とします。また、令和10年度以降において、本契約に係る赤穂市上下水道部の予算に減額又は削除があった場合は、赤穂市上下水道事業は本委託契約を変更又は解除することができるものとします。
- (7) 本市市長名の「禮」の文字については「礼」を可とする。

1.4 提案書作成等に係る問い合わせ及び各書類提出先

〒678-0232 兵庫県赤穂市中広1862番地

赤穂市上下水道部水道課浄水係（担当：原田）

電話：(0791) 43-6889

FAX：(0791) 45-2910

Email：josui@city.ako.lg.jp

プロポーザル実施日程表

項 目	期 日
1 プロポーザル実施の告示	令和8年 9月28日（月）
2 参加申込書等の提出期間	令和8年 9月28日（月）から 令和8年10月23日（金）まで
3 現場説明会参加申込書提出期限	令和8年 9月28日（月）から 令和8年10月 9日（金）まで
4 現場説明会の開催期間（別途通知）	令和8年10月19日（月）から 令和8年10月23日（金）まで
5 業務提案書に対する質問書の提出期間	令和8年11月 2日（月）から 令和8年11月13日（金）まで
6 質問書の回答日	令和8年11月24日（火）まで
7 業務提案書及び見積書の提出期間	令和8年11月 2日（月）から 令和8年12月 4日（金）まで
8 プレゼンテーション及びヒアリング （別途通知）	令和8年12月15日（火）から 令和9年 1月 8日（金）まで
9 優先交渉権者の決定（選考結果通知）	令和9年 1月
10 契約内容に関する詳細打ち合わせ	令和9年 2月
11 事前準備期間（習熟期間）	令和9年 3月
12 委託業務の開始	令和9年 4月 1日から